平成２４年（フ）第２８０２号
大阪市西成区松１丁目10番26号　ＴＭハイツ201号室
債務者　梅谷　浩文
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１２号
大阪府大東市灰塚２丁目11番73号
債務者　有馬真由美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３３号
神戸市中央区下山手通７丁目６番13―302号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町加古4072番地
債務者　滝山　美貴（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３１号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番11―206号、従前の住所神戸市北区京地２丁目12番地の３
債務者　菅井　　武
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４１号
神戸市兵庫区菊水町９丁目11番18号　宝パナハイツ101号、従前の住所兵庫県西宮市今津巽町７番３―1303号
債務者　福田　隆則
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４２号
神戸市兵庫区菊水町９丁目11番18号　宝パナハイツ101号、従前の住所兵庫県西宮市今津巽町７番３―1303号
債務者　福田かおる
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８８号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目２番５―411号、従前の住所神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―1113号
債務者　錦戸　孝光
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―517号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園２丁目７番20号
債務者　井川　　瞬
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４３号
兵庫県西宮市津門住江町４番３号　人生会館
債務者　岡村商会こと岡村勝守こと　呉　　勝守
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目96番地の２
債務者　生島　重義
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３８号
広島市安佐南区祇園５丁目２番14―203号
債務者　村田真由美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４６号
広島市安佐南区八木９丁目20番７―304号、申立時の住所広島市安佐南区古市１丁目９―２―209
債務者　菅原里津子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９２号
広島市中区本川町３丁目４―23辰見ビル301、住民票上の住所広島市安佐南区沼田町大字伴7706番地の６
債務者　朝倉めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
愛媛県松山市湊町２丁目４番地３
債務者　油井　　洋
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
福岡県八女市蒲原95番地１号　バリエンテ101号室、住民票上の住所福岡県八女市国武372番地
債務者　元田　智和
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３５号
福岡県八女市矢部村北矢部5678番地２
債務者　原島　徳弘
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福岡地方裁判所八女支部